

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「Wedge」購読料		
年月日	令和2年7月 日	～	令和3年6月 日
金額	1,320 円		

目的	「Wedge」購読による社会情勢に関する情報収集		
使途	2020年7月～2021年6月の購読料		
政務活動・ 県政との 関連性	社会情勢や動向を知り今後の活動の参考にす		
《領収書貼付枠》	<p>2020/7月～2021/3月までの9ヶ月は請求済 (令和2年4月 整理番号4-10)</p> <p>今回は2021/4月～6月までの3ヶ月分を請求す</p> <p>(2020年4月振込額) (2020年4月充当額) (今回充当額)</p> <p>5,280円 - 3,960円 = 1,320円</p>		

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,320 円	100 %	1,320 円

整理番号 4-10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	グッズ購読料 4/6		
年月日	令和2年7月 日	~	令和3年6月 日
金額	3,960 円		

目的	「グッズ」定期購読による社会情勢に関する情報収集
使途	令和2年7月～令和3年6月の購読料
政務活動・ 県政との 関連性	社会情勢に関する情報収集し 県政・県議会の活動に生かす

《領収書貼付枠》

2020/7月～2021/3月までの9ヶ月分を請求

$$5,280^A \times \frac{9}{12}^A = 3,960^A$$

ご利用明細票

お取扱目	店番	取扱番号
02-04-0623357	A93140003	
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00160-0	880662
払込金額	*5,280 料金 *0	
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し たら下さい。消費 料等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,000	
おつり	*4,720	
4月からATMの電信振替料金は、 1件のご利用につき100円です。		

印紙税申告納
付につき額面
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,960 円	100 %	3,960 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2020年 3月13日

郵便振替をご利用のお客様へ

「Wedge」 継続申込用振込用紙

現契約終了号 2020年6月号
新契約開始号と冊数 2020年7月号 から 12冊
購読料金 5,280円

購読者番号

まもなくご購読期間が終了いたします。ご継続はこの振込用紙にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

本状と行き違いに購読料金をお支払い頂いておりましたら、失礼の程深くお詫び申し上げます。

〒 433-8123

静岡県浜松市幸 2-16-3

岡本 護 様

00075 #

ウェッジ定期購読係

〒 101-0052

東京都 千代田区 神田小川町 1-3-1

NBF小川町ビルディング3階

TEL 0120-34-3746

FAX 03-3804-1061

平日 10:00~17:00

「コンビニエンスストア」または「ゆうちょ銀行・郵便局」からのお支払い

(お支払いは、下部の専用用紙で最寄のゆうちょ銀行・郵便局、または、下記のコンビニエンスストアにてお願いいたします。本状到着後、2週間以内にお払い込みくださるようお願い申し上げます。)

P. 75



LAWSON
みなたも、コンビニ。
FamilyMart



COMMUNITY STORE



Seicomart
Coca-Cola
Commissaire & Consultant
ココストア

設置店

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	「決松情報」購読料		
年月日	令和2年10月 日	～令和3年9月 日	金額 13,750 円

目的	「決松情報」購読料										
使途	2020年10月～2021年9月の購読料										
政務活動・ 県政との 関連性	地域の情報誌購読により地域の動向を知り 活動の参考にす										
<領収書貼付枠> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>D 2- 8-28</td> <td>ATM振込</td> <td>27,390</td> <td>カ)ハマシヨウシツハ</td> </tr> <tr> <td>D 2- 8-28</td> <td>手数料</td> <td>110</td> <td></td> </tr> </table> <p>今回は、20²¹/4月～9月の6ヶ月を請求する。 $27390円 + 110円 = 27500円$ $27500 \times \frac{6}{12} = 13750円$</p> <p>※ 2020年10月～2021年3月までの6ヶ月分(13,750円)は請求済み</p> <p>2年8月 整理番号 8-19 参照</p>				D 2- 8-28	ATM振込	27,390	カ)ハマシヨウシツハ	D 2- 8-28	手数料	110	
D 2- 8-28	ATM振込	27,390	カ)ハマシヨウシツハ								
D 2- 8-28	手数料	110									

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	13,750 円	100 %	13,750 円

整理番号 8-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵送料等印刷費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	浜松情報購読料		
年月日	令和2年8月8日~令和2年 月 日	金額	13,750 円

目的	浜松情報購読料
使途	／
政務活動・ 県政との 関連性	地域への情報を参考に 活動に生かすため

《領収書貼付枠》

2020/10月~ 2021/3月 までの6ヶ月間を請求する

$$27,500 \text{円} \times \frac{6}{12} \text{ヶ月} = 13,750 \text{円}$$

キャッシュサービスご利用控
毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

02-08-28	15030587-2785
お引当	¥27,390*
お引当	¥110
時刻	09:40

浜松磐田信用金庫
葵町支店
静岡県浜松市葵区三ヶ日1-1-1
電話 053-473-358

印刷費申告納付済
西宮 法務省
承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,750 円	100 %	13,750 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

2020年8月25日

株式会社 **浜情出版**

浜松市中区幸 1-9-18

TEL: 053(474)0001(代)

FAX: 053(474)0024

岡本まもる事務所 様

ご請求金額 ¥27,500-

適用	金額	備考
月刊「浜松情報」年間購読料 (2020年10月～2021年9月)	25,000	
消費税	2,500	
合計:	27,500	

上記の通りご請求申し上げますのでお引き合わせの上、お支払願います。

※ 尚、誠に恐縮ではございますが、振込手数料は御社御負担にてお願い申し上げます。

<お振込先> 浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通預金 876982 <口座名義>

浜松磐田信用金庫 葵町支店 普通預金 5025801 株式会社 浜情出版【カ】ハマジヨウシュツパン】

遠州信用金庫 本店営業部 普通預金 1181673

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和2年7月 / 日 ~ 令和3年6月30日	金額	1,288 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各NPOの連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

2021/4~6月 3ヶ月を請求する。
 $(5,152 \times \frac{3}{12} = 1,288円)$
 (2020/7~2021/3月 9ヶ月分は 2020/11に請求済)

↳ 2年11月 整理番号 11-16 参照

法人の事業年度：毎年7月1日～翌年6月30日

(2020年11月支払額) (2020年11月の充当額) (今回充当額)
 5,152円 - 3,864円 = 1,288円

※ 添付書類：団体の会則 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,288 円	/	1,288 円
		100 %	

設立趣旨

日産労連(全日産・一般業種労働組合連合会)は、1955年の組合結成以来、国内福祉活動に力を注いでまいりました。1965年、「健康で働けることの幸せ」を職場に訴え、ハンディキャップをもつ子どもたちを援助する「愛のカンパ」をはじめました。そして、1975年には、全ての組合員が毎月100円を拠出する「日産労連福祉基金」を設立し、さらに福祉活動を充実させてまいりました。特に労働組合の相互扶助の精神をもとに、健全な地域社会の発展と障がい者福祉を支える環境作りとして進めている「福祉文化活動」が活動の中心となっており、「クリスマスチャリティー公演」「チャリティーきゃらばん」を開催しております。2015年末までの間に「クリスマスチャリティー公演」は125万人、「チャリティーきゃらばん」は37万人を超える参加者を数えるに至っております。日産労連が中心となって進めてきたこの活動の輪を地域社会に一層広めることで、相互扶助の精神を地域社会に根付かせ、日本における社会福祉の向上を目指すことを目的に、2004年に特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」を設立しました。

事業

社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待
および訪問事業

社会福祉に関する研究・調査、情報収集および
ボランティア活動の支援・育成

社会福祉施設・団体に対する支援事業

文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業

社会福祉活動の啓発および広報事業

NPOや諸団体との連携と情報交換事業

社会福祉の向上に向けた講師派遣事業

バザー・チャリティーイベントの開催

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号								
02-11-25	23387	A93180008								
取扱店	ハマツサイワイ									
払込口座	00160-5	538850								
払込金額	*5,000	料金 *152								
<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>001605</td> </tr> <tr> <td>日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」</td> <td>538850</td> </tr> <tr> <td>入金金額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>南本 護</td> </tr> </table>		口座番号	001605	日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」	538850	入金金額	5,000	ご依頼人	南本 護	振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
口座番号	001605									
日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」	538850									
入金金額	5,000									
ご依頼人	南本 護									
入金額	*5,200									
おつり	*48									
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!										

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

2021/4/26 ~ 6/19 = 3ヶ月

2021/4に3ヶ月

整理番号 11-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和2年11月25日 ~ 令和年月日	金額	3,864 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各NPOの連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

支払金額 5,152円
 法人の事業年度が7月から翌年6月のため、今回は7月から3月までの分を充当する。
 $5,152円 \times \frac{9}{12} = 3,864円$

ご利用明細票

お取扱日 店番 取扱番号 振替受付票
 02-11-2523387 A93180008 *152

取扱店 ママツライイ 払込金額 *5,000 料金 *152

払込口座 00160-5 538850

振替受付票
 私込みの証拠となるものですか
 なら大切に保存して下さい
 料金は含まれていません
 (ゆうちょ銀行)

入金額 *5,200
 おつり *48

ママホ決済アプリ ゆうちょPay
 スマホ決済アプリ 可能です！
 口座の残高確認も

印刷税申告納付につき領収税務番号承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 定款: 2年4月 整理番号 4-4 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,864 円	100 %	3,864 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

No. 20 - 114

2020年11月25日

岡本 護 殿

¥ 5,000-

但 20年度会費個人正会員として
上記金額正に領収致しました。

印紙税法第2条
別表第一第17号
文書の非課税物件
に該当

東京都港区海岸1-4-26
ゆうらいふセンター新館2F

特定非営利活動法人
日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」



2020年11月吉日

岡本 護 様

特定非営利活動法人
日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」
理事長 郡司 典好



2020年会員継続および会費納入のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より私共の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、第16回総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面総会として開催させていただき、無事に終了いたしました。

さて、今年度も是非、引き続き会員として2020年度の会費納入をお願いいたします。

「ゆうらいふ21」は心身にハンディキャップを持つ子どもたちに観劇を通じて「心の豊かさ」を育むことを目的としております。この活動は、企業および個人の方々からの暖かいご支援によって支えられております。大変恐縮ではございますが、私どもの活動の趣旨をおくみ取りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

依頼書（請求書）

2020年度(2020.7～2021.6)会員会費として、

金額	5,000 円
会員種別	個人正会員
口数	1 口

<振込先>

みずほ銀行 浜松町支店	普通 8113084	特定非営利活動法人日産労連NPOセンター ゆうらいふ21
郵便振替	00160-5-538850	日産労連NPOセンターゆうらいふ21

送金につきましては、お手数ですが同封の郵便振替用紙をご利用いただくか、上記口座までお願い致します。
(尚、会費納入の際、大変申し訳ございませんが、振込手数料はご負担して頂きます様、お願い致します。)

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

〒105-8523 東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター新館2F

TEL 03-3434-0923 FAX 03-3459-6319

担当: XXXXXXXXXX

定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

— 附 則 —

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
 - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業

- ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
 - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
 - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
 - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
 - (2) その他の事業
 - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
 - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

第7条 (入 会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

第13条 (種別および定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。
 3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

第14条 (選任等)

理事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条（報酬等）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（事務局および職員）

- この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

第25条（招集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 (議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

第40条（資産の区分）

削除

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定および使用）

削除

第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、ま

たは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

第56条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 西原浩一郎

専務理事
理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

(※五十音順)

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年8月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	年会費	5,000 円
(2) 団体正会員	年会費/口	10,000 円
(3) 個人サポート会員	年会費	1,200 円
(4) 団体サポート会員	年会費/口	5,000 円

附則 この定款は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。
この定款は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。
この定款は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。
この定款は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料 (4月分)		
年月日	令和3年3月31日~令和 年 月 日	金額	3,165 円

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1321-03-31	200	*6,000のり付 クマカイ 券 *330振込手数料
1421-03-31	200	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,330 円	1 / 2 %	3,165 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代(品名:宛名シール, 金銭出納帳, 修正テープ)		
年月日	令和3年4月3日~令和 年 月 日	金額	5,579 円

目的	政務活動に使用する事務用品(宛名シール 金銭出納帳, 修正テープ)
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収書

毎度 ありがとうございます

佐藤産業株式会社 高林店
電話 053-474-8411
〒430-0907 浜松市高林4-5-10

*印は税抜き価格の商品です

No.001-00035
2021年04月03日(土) 17:32 担.担当者1
岡本護 様

*修正テープ/PXN5CT-PXN5/トナ	¥600
値引	-¥120
*31538/E-707/マカリアリクサ	¥4,200
値引	-¥840
*7-101/707/帳簿B5金銭出納帳	¥1,540
値引	-¥308

小計	¥5,072
外税対象額	¥5,072
外税額	¥507
合計	¥5,579
3点	¥507
カード	¥5,579

(うち消費税)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,579 円	100 %	5,579 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報研費・ 会議費 ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派議員総会		
年月日	令和 3 年 4 月 5 日	~ 令和 年 月 日	金額 5080 円

目的	会派議員総会
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派議員間の意見調整を図り、議会への対応や県政施策向上に反映させる。

<<領収書貼付枠>>

回数券 6 枚中の 5~6 枚目使用
(12,540 円 ÷ 6 枚 × 2 枚 = 4,180 円)

新幹線: 浜松 - 静岡 (往復)

領収書 5-2671 様
 Receipt
 領収年月日 2021. - 3. - 8
 金額 ¥12,540 (消費税等込み)
 [クレジット扱い]
 購入商品 JR 乗車券類 JR tickets
 (60055 7枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 静岡駅
 静岡駅 MV 発行 00056-02
 印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

おいしいパーキング

領収証
 A 精算No.000042
 車室番号 (自動車) 31
 入庫時刻 2021年 4月 5日(月) 11:04
 精算時刻 2021年 4月 5日(月) 17:56
 駐車料金 A料金 900円
 =====
 合計 900円
 現金領収額 900円
 お預り 1,000円
 お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者: 岡本 護

原本: 3 年 3 月 整理番号 3-11 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料(4月分)		
年月日	令和3年4月5日~令和	年月日	金額 17,607 円

目的	政務活動用自動車のリース
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額 42,689 円のうち、任意保険対象外経費を除いた 35,215 円に按分率 1/2 を乗じた 17,607 円を請求する。</p> <p>05 03-04-05 ホンダファイナンス 42,689</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で安分	35,215 円	1/2	17,607 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告 (NO.142) 郵送料		
年月日	令和 3 年 4 月 8 日 ~ 令和 年 月 日	金額	133,364 円

目的	活動報告 (NO.142) 郵送料
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	議員活動を広く知らせ、要望・意見等を聴取し 今後の活動に反映させる
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	133,364 円	100 %	133,364 円

別紙1 議会の報告 郵送料領収書 NO.1/2
(No.142)

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	18.0g	
@73	250通	¥18,250

小計		¥18,250
郵便物引受合計通数 250通		
課税計 (10%)		¥18,250
(内消費税等)		¥1,659
非課税計		¥0

合計		¥18,250
お預り金額		¥19,000
おつり		¥750

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年4月7日 14:28
担当: [REDACTED]
発行No. 210407A8543 端N98箱01
連絡先: 浜松幸郵便局
TEL: 053-471-9983

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	18.0g	
@73	150通	¥10,950

小計		¥10,950
郵便物引受合計通数 150通		
課税計 (10%)		¥10,950
(内消費税等)		¥995
非課税計		¥0

合計		¥10,950
お預り金額		¥11,000
おつり		¥50

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年4月7日 15:01
担当: [REDACTED]
発行No. 210407A8512 端N79箱01
連絡先: 浜松高丘郵便局
TEL: 053-437-7431

支払者: 岡本 護

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	18.0g	
@73	135通	¥9,855

小計		¥9,855
第一種定形		
@84	67通	¥5,628

小計		¥5,628
郵便物引受合計通数 202通		
課税計 (10%)		¥15,483
(内消費税等)		¥1,407
非課税計		¥0

合計		¥15,483
お預り金額		¥15,500
おつり		¥17

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年4月7日 14:50
担当: [REDACTED]
発行No. 210407A7765 端N46箱01
連絡先: 浜松葵郵便局
TEL: 053-436-1440

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定)	18.0g	
@73	206通	¥15,038

小計		¥15,038
郵便物引受合計通数 206通		
課税計 (10%)		¥15,038
(内消費税等)		¥1,367
非課税計		¥0

合計		¥15,038
お預り金額		¥20,050
おつり		¥5,012

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年4月7日 15:39
担当: [REDACTED]
発行No. 210407A6320 端N41箱01
連絡先: 浜松曳馬郵便局
TEL: 053-471-9832

支払者: 岡本 護

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @73	18.0g 313通 ¥22,849
小計	¥22,849
郵便物引受合計通数	313通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥22,849 ¥2,077
非課税計	¥0
合計	¥22,849
お預り金額	¥23,000
おつり	¥151

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 4月 8日 9:09
担当: [REDACTED]
発行No. 210408A0008 端N30箱02
連絡先: 浜松蛸塚郵便局
TEL: 053-452-9868

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]	
第一種定形 @84	18.0g 220通 ¥18,480
小計	¥18,480
第一種定形 @94	31.0g 1通 ¥94
小計	¥94
郵便物引受合計通数	221通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥18,574 ¥1,688
非課税計	¥0

合計 ¥18,574
お預り金額 ¥20,074
おつり ¥1,500

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 4月 8日 9:30
担当: [REDACTED]
発行No. 210408A7204 端N57箱01
連絡先: 浜松鴨江郵便局
TEL: 053-452-9817

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @73	18.5g 184通 ¥13,432
小計	¥13,432
郵便物引受合計通数	184通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥13,432 ¥1,221
非課税計	¥0

合計 ¥13,432
お預り金額 ¥15,000
おつり ¥1,568

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 4月 8日 13:22
担当: [REDACTED]
発行No. 210408A1769 端N03箱01
連絡先: 浜松早出郵便局
TEL: 053-466-0751

領収書

様

[別納引受]	
区内特別基 (定) @73	18.0g 140通 ¥10,220
小計	¥10,220
郵便物引受合計通数	140通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥10,220 ¥929
非課税計	¥0

合計 ¥10,220
お預り金額 ¥10,220

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 4月 8日 13:52
担当: [REDACTED]
発行No. 210408A1459 端N09箱01
連絡先: 芳川郵便局
TEL: 053-461-9881

支払者: 岡本 護

領収書

様

[別納引受]	
第一種定形 @84	18.0g 102通 ¥8,568
小計	¥8,568
郵便物引受合計通数	102通
課税計 (10%) (内消費税等)	¥8,568 ¥778
非課税計	¥0

合計 ¥8,568
お預り金額 ¥8,568

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年 4月 8日 13:51
担当: [REDACTED]
発行No. 210408A1458 端N09箱01
連絡先: 芳川郵便局
TEL: 053-461-9881

支払者: 岡本 護

支出証拠書

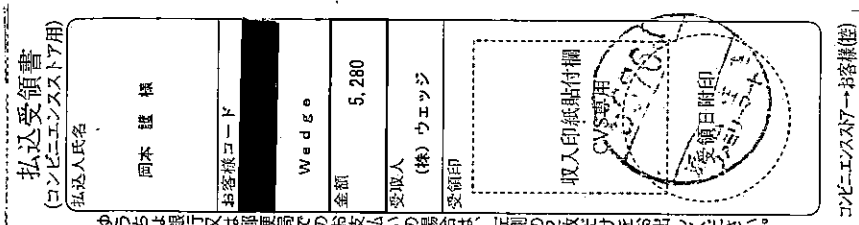
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	「ウェッジ」購読料		
年月日	令和 3 年 4 月 12 日	～令和 年 月 日	金額 3960 円

目的	「ウェッジ」購読による社会情勢に関する情報収集
使途	2021年7月～2022年6月の購読料
政務活動・ 県政との 関連性	社会情勢を知り、政策及び議会での質詢の参考にする

《領収書貼付枠》

年割 購読料 5280円のうち
 2021/7～2022/3月までの9ヶ月分を請求する
 $5,280 \text{ 円} \times 9/12 \text{ 月} = 3,960 \text{ 円}$



※この用紙はコンビニエンスストアでのみ使用可能の領収書です。本用紙は、本館の用紙をお取り出しください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	3,960 円	/	3,960 円
		100 %	

郵便振替をご利用のお客様へ

2021年 3月15日

「Wedge」 継続申込用振込用紙

現契約終了号 2021年6月号

新契約開始号と冊数 2021年7月号から12冊まで 2021/4-12

購読料金 5,280円

5280円支払い済

購読者番号



5280円×9ヶ月(2021/7-2022/3) = 3960円を請求
残は2022/4月号以降に

まもなくご購読期間が終了いたします。ご継続はこの振込用紙にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

本状と行き違いに購読料金をお支払い頂いておりましたら、失礼の程深くお詫び申し上げます。

〒 433-8123

静岡県浜松市幸 2-16-3

ウェッジ定期購読係

岡本 護 様



00064 #

〒 101-0052

東京都 千代田区 神田小川町 1-3-1

NBF小川町ビルディング3階

TEL 0120-34-3746

FAX 03-3804-1061

平日 10:00~17:00

「コンビニエンスストア」または「ゆうちょ銀行・郵便局」からのお支払い

(お支払いは、下部の専用用紙で最寄のゆうちょ銀行・郵便局、または、下記のコンビニエンスストアにてお願いいたします。本状到着後、2週間以内にお払い込みくださるようお願い申し上げます。)

P. 64

	LAWSON あなただけのコンビニ。 FamilyMart										MMK 設置店
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (4月分)		
年月日	令和3年4月12日~令和 年 月 日	金額	1,639 円

目的	政務活動用インターネットの接続		
使途	_____		
政務活動・ 県政との 関連性	_____		
<<領収書貼付枠>> 1521-04-12 200 ✓ *1,639DF.TOKAI TNC			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,639 円	100 %	1,639 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・ <u>会議費</u> ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派議員総会・総務会		
年月日	令和3年4月13日	～令和 年 月 日	金額 5080 円

目的	会派議員総会
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派議員間の意見調整を図り、議会への対応や県政施策向上に反映させる。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の(~2枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

新幹線：浜松 - 静岡 (往復)

領収書
Receipt
領収年月日 2021.3.19
金額 ¥12,540 (消費税等込み)
(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(30003 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅
浜松駅MV9発行 40004-02
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

おいしいパーキング

領収証

A 精算No.000098
車室番号 (自動車) 20
入庫時刻 2021年 4月13日(火) 08:10
精算時刻 2021年 4月13日(火) 16:34
駐車料金 A料金 900円
=====
合計 900円
現金領収額 900円
お預り 1,000円
お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者：岡本 護

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5080 円	/	5080 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費 (広聴広報費)・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	活動報告 (NO742) 郵送料		
年月日	令和 3 年 4 月 14 日	～ 令和 年 月 日	金額 588 円

目的	活動報告 (NO.142) 郵送料
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	議員活動を広く知す也。要望意見等を聴取し 今後の活動に反映させる

《領収書貼付枠》

領収書

様 支払者： 岡本 護

[証紙切手引受]	
第一種定形 @84	18.0g 7通 ¥588
小計	¥588
郵便物引受合計通数	7通
課税計 (10%)	¥588
(内消費税等)	¥53
非課税計	¥0
合計	¥588
お預り金額	¥588



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2021年 4月14日 13:40
 担当：[Redacted]
 発行No. 210414A8828 端N98箱01
 連絡先：浜松幸郵便局
 TEL:053-471-9983

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	588 円	100 %	588 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リニアPTによる岐阜県への視察		
年月日	令和3年4月19日	～令和 年 月 日	金額 8040 円

目的	リニアPTの岐阜県の状況について現地視察・意見交換
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	上記のとおり岐阜県の現場を視察し、岐阜への取組みの 参考にす。
<領収書貼付枠> 別紙のとおり ① 新幹線：浜松－名古屋 東海道本線：名古屋－岐阜 } 6,760円(往復)シッピング割引運賃 ② 浜松馬尺近くの駐車場 900円 ③ 東海道本線：岐阜－西岐阜 190円 ④ 〃：西岐阜－岐阜 190円 <hr/> 8,040円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	8040 円	/	8040 円
		100 %	

① 浜松—名古屋—岐阜 (往復)

駅-No 5201270 領収書-No 69
窓口-No 3
領 収 書

様
金額 ￥6,760円
「消費税等込み」
但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2021年 4月16日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

浜松駅

現金出納社員

支払者: 岡本 護

②

おいしいパーキング

領収証

A 精算No.000039
車室番号(自動車) 21
入庫時刻 2021年 4月19日(月) 07:56
精算時刻 2021年 4月19日(月) 19:00
駐車料金 A料金 900円
=====

合計	900円
現金領収額	900円
お預り	1,000円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

③

岐阜—西岐阜

駅-No 530136 領収書-No 7
窓口-No 101
領 収 書

様
金額 ￥190円
「消費税等込み」
但し、乗車券類として

領収済み

2021年 4月19日
東海旅客鉄道株式会社
ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告済
付につき名古屋中村
税務署承認済

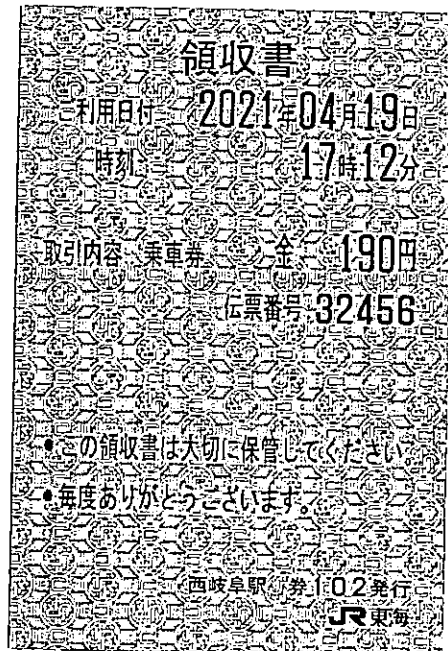
西岐阜駅

現金出納社員

支払者: 岡本 護

④

西岐阜—岐阜



支払者: 岡本 護

県外調査概要書

令和3年4月19日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護

<p>目的</p>	<p>「岐阜県リニア中央新幹線活用数回各」について説明、意見交換を行う。</p>
<p>年月日</p>	<p>令和3年4月19日</p>
<p>場所</p>	<p>岐阜県庁公議室</p>
<p>内容</p>	<p>1 行程。浜松 - 名古屋(新幹線) - 岐阜 の往復 ・ 岐阜 → 西岐阜 の往復</p> <p>2 応対者 公共交通リニア推進室 湯澤将 局長 伊藤雅志 課長</p> <p>3 聴取内容 ・ リニア工事の気候環境保全について ・ 県民の理解度は? 期待度は? ・ 企業誘致は? ・ 予算面について</p> <p>4 県政への反映 ・ 推進の立場なので本県とは少し異に可なり ・ 現地の残夜問題等は答覆にしたいと思ふ</p>

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

4. 《岐阜県庁での意見交換会》

岐阜県都市交通局

湯澤将憲 局長

同

公共交通課リニア推進室 伊藤雅志 課長

資料説明「岐阜県リニア中央新幹線活用戦略」 わずか3分の説明！(あぜんとした)

・この計画は作成後7年経過したので、現在見直し作業をしている。

【質疑応答】

Qリニア工事に関する環境保全等はどうしているか

A環境部局などで必要に応じて行っている。環境部局ではないので詳しくはわからない。

Q地元から反対の意見や疑問はでていないか

Aまずはきあつと地元説明をしてもらうようJR東海にはお願いしている。県は関与しない。あくまでJRと地元のことなので。

Q工事が予定より遅れていることについてはどう思っているか？

A静岡県については、国が仲介する格好で有識者会議を設置してうまく話を取めようとしていると聞いていますので、スムーズに話が進んでほしいと思っています。

Q現時点において、工事の進捗具合はどうか

A工事管理はJRなので、県内については肅々と進めていると聞いています。

Q工事において環境問題など懸念材料はないのか

A私は推進室なので、問題があれば環境局が対応する。大きな問題があるとは聞いていない。審議会もありチェック体制ができていると思っている

Q審議会については信頼がおけるか

A岐阜県として選定しているので信頼している。なにか疑問があればJRとキャッチボールされて、回答が帰ってきている。

Q地元から疑問や不安がでていないのか

AJRが直接地元と説明し、話し合うことになっているので県として関与することはない。疑問があればJRが対応する

Q地上部分についてはどのように説明されているか

Aコロナ前は、山梨の実験線の見学をしてもらったりして騒音やその他について理解は進んでいると思っている。

Q車両基地はどのようなカタチか。引き込み線の構造などはどうなるのか

A新幹線と同じようなカタチであると思う。リニアは浮いているので線路はできないと思う(！？ホントかよ。リニアの構造を理解しているとは思えず 苦笑)

Qリニアは何本止まるといわれているのか。また乗降客の予想は？

A1 時間1本。できるだけ増やしてくれとは頼んでいる。乗降客は一日3千人予想。

Q 運賃はどのくらいか？

A 検討中とは聞いているが、新幹線よりは高くなるとは聞いている。経営状況にもよると
思う。

Q 県民の期待度はどのくらいか

A 2027年開通としたらあと6年。開通を前提として進出している企業もある。東濃地域
はとくに県の重心が西側によっていたので期待が高い。

Q JR中央本線との接続はどのようにされるか

A 既存の駅「美濃坂本駅」に100mほどなので歩いていける。駅舎はJRがやる。両駅を
つなぐ通路は地元負担。

Q 新幹線岐阜羽島駅の開発計画はうまくいっているようには感じないが、リニア新駅も
同様になにもないところの開発になる。開発計画はうまくいくのか

A 岐阜羽島駅の例も踏まえてまちづくり、ネットワーク化を考えてゆく。

Q 東濃地域に駅をつくる意味があるのか

A 我々としては東濃地域の発展のためになるとは

Q リニアにはそもそも何人乗れると聞いているのか？

A 16両編成を予定。一両60人。約1000人。とは聞いています。

Q JRと定期的な情報交換はあるのか

A 月1回程度。恵那の工事事務所からは進捗状況などは報告がある。

Q 沿線の開発計画をきちんと描けているか

A なかなかそうはいかない。コロナ禍でいろいろ状況も変わってきているので、不確定
要素が多い。中津川市は駅周辺の開発計画は始まっている。

Q 令和3年度のリニア関連予算は

A 県予算は市町への補助金が主で3000万程度。同盟会の経費なども含む。用地取得の一
部代行約2億4千万。計画のブラッシュアップ費用1000万位。ソフト事業はまだ
ほとんどない。

Q リニア関連の企業誘致予算はあるのか

A 一応はある。

Q 新駅建設に関して日照権などの問題はあるのか

A ないとは思いますが問題発生したらJRの責任だと思う。いま中津川市が区画整理事業や
っているので、そのなかで考慮していると思う。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査・交通見聞部協議		
年月日	令和3年4月21日~令和	年月日	金額 5080 円

目的 (該当項目に丸印)	<input type="radio"/> 部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ <input checked="" type="radio"/> 政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	<input type="radio"/> 交通費・宿泊費 <input checked="" type="radio"/> 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input checked="" type="radio"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 <input checked="" type="radio"/> 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 <input checked="" type="radio"/> 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の3~4枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

新幹線：浜松 - 静岡(往復)

おいしいパーキング

領収書 3~4枚 様	
Receipt	
領収年月日	2021-3-19
金額	¥12,540(消費税等込み)
[クレジット扱い]	
購入商品	JR乗車券類 JR tickets
(30003 7枚)	
東海旅客鉄道株式会社	
浜松駅	印紙税申告納
浜松駅MV9発行 40004-02	付につき名古屋中村
	税務署承認済

領収証

A 精算No.000146
 車室番号(自動車) 22
 入庫時刻 2021年4月21日(水) 08:47
 精算時刻 2021年4月21日(水) 15:30
 駐車料金 A料金 900円
 =====
 合計 900円
 現金領収額 900円
 お預り 1,000円
 お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者：岡本 護

原本：3年4月 整理番号 4-11 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 人件費		
内 容	事務所ガス料金 (4 月分)		
年 月 日	令和 3 年 4 月 21 日	~ 令和 年 月 日	金 額 1,125 円

目 的	政務活動に使用する事務所のガス料金
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

ガスご使用量のお知らせ(検針票)
ガス料金等領収証

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

岡本 護 さま
お客さま番号 [REDACTED] ブロック 005 指定 04
供給地点特定番号 00600000005094212

前月分ガス料金等領収証

2021年 4月分 クレジットカード払

ご使用量	66 m ³	領収金額	11,835 円
期 間	3月 6日 ~ 4月 6日	早収料金(税込)	11,582 円
ご使用日数	32日	遅収・早収料金差額(税込)	0 円
領 収 日	4月 21日	預 収 金 額 (内消費税等相当額)	1,052 円
料 金 表	B	リース料等(税込)	253 円
		リース料等(税込)	23 円
		セット割引(税込)	円
		内 訳	円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で安分 (面積按分)	1,1835 円	15.3 m ³ / 160.85 m ³ %	1,125 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

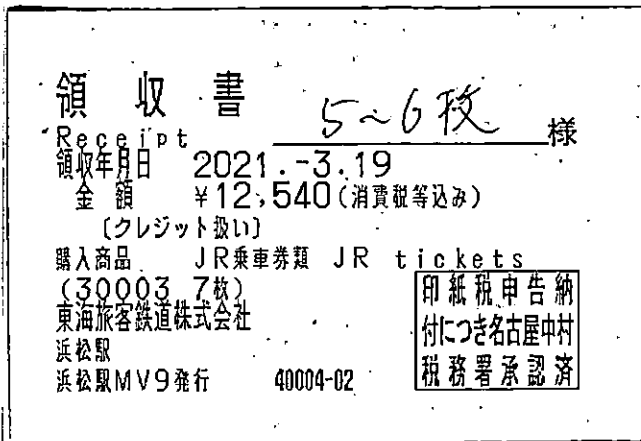
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和3年4月23日~令和	年月日	金額 4740 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ○政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	○交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の5~6枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

新幹線：浜松 - 静岡 (往復)



支払者：岡本 護

原本：3年4月 整理番号 4-11 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4740 円	100 %	4740 円

支払証明書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

(整理番号 4-16)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

令和3年4月3日

議員氏名 岡本 護

支払先	内容・積算の内訳	金額(円)
(バス代金) 遠州鉄道	乗車(政務活動のため)に登庁のため バスも利用(城:2(高校前)⇄沼間)	280円×2 = 560円

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃(例:私鉄・路線バス等への現金乗車)及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 及び 陳情要望		
年月日	令和3年4月26日~令和	年月日	金額 5080 円

目的 (該当項目に丸印)	<input type="checkbox"/> 部局事業ヒアリング <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	<input type="checkbox"/> 交通費・宿泊費 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<input checked="" type="checkbox"/> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の1~2枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

新幹線：浜松-静岡(往復)

おいしいパーキング

領収書 1~2枚 様

Receipt

領収年月日 2021.4.13

金額 ￥12,540(消費税等込み)

【クレジット扱い】

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(10085 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

静岡駅

静岡駅MV-5発行 20086-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収証

	A 精算No.000040
車室番号(自動車)	19
入庫時刻	2021年4月26日(月) 08:45
精算時刻	2021年4月26日(月) 19:55
駐車料金	A料金 900円
=====	
合計	900円
現金領収額	900円
お預り	1,000円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者：岡本 護

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和3年4月27日~令和 年 月 日	金額	7,630 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	県政等の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。
政務活動・ 県政との 関連性	4月分新聞購読料（日本経済新聞、静岡新聞）

《領収書貼付枠》

領 収 書

営業所 第3課 区域 住吉北

岡本 護 様

2021年 4月分 7,630 円
年 月 日 正に領収いたしました。

新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝刊	1	4,450	2021年額絵シリーズ 日本名勝紀行 広重 アルバム・額¥1200(税込) 注文承ります
静岡新聞 朝刊	1	3,180	

まいど
ありがとう
ございます

暮らしの情報と話題をお届けします
(株)読売新聞浜松西部販売所
代表取締役 前 畑 俊 光
〒432-8002 浜松市中区石塚町4702-10 TEL.053-455-2008

領収印

【個人情報の取り扱いについて】
 1.この領収書に記載されている個人情報は、当該売所の領収書の発給と新聞及びサービスの配達以外には一切利用いたしません。
 2.個人情報は当店内で管理し、第三者に提供することはありません。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,630 円	100 %	7,630 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費 (会議費) 資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	会派議員総会		
年 月 日	令和3年4月28日	~ 令和 年 月 日	金 額 5560 円

目 的	会派議員総会
使 途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派議員間の意見調整を図り、議会への対応や県政施策向上に反映させる。

《領収書貼付枠》

領 収 書
Receipt
領収年月日 2021-4.28 様
金 額 ￥4,660 (消費税等込み)
〔クレジット扱い〕
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(10281, 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅
浜松駅MV9発行 20282-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

おおいしパーキング

領収証

A 精算No.000169
車室番号 (自動車) 21
入庫時刻 2021年 4月28日(水) 09:03
精算時刻 2021年 4月28日(水) 17:30
駐車料金 A料金 900円
=====

合 計	900円
現金領収額	900円
お預り	1,000円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者: 岡本 護
新幹線: 浜松 - 静岡 (往復)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5560 円	100 %	5560 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 (文観, 23(環境部))		
年月日	令和3年4月30日~令和 年 月 日	金額	4,280 円

目的 (該当項目に丸印)	〇 部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料 〇 通行料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ① 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ② 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>21年 4月30日 9時31分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC/レフト)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A20104-309657-319925</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート</p> <p>21年 4月30日 15時17分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC/レフト)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A20104-309673-344220</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,280 円	/	4,280 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話 (KDDI) 使用料 (4月分)		
年月日	令和3年4月30日~令和 年 月 日	金額	3,265 円

目的	政務活動上の通信用
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》
別紙のとおり
領収金額 8,334円 うち au 電話料金 6,531円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
		1 / 2	
政務活動と私用混同	6,531 円	%	3,265 円

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2021年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2021年 4月30日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	8,334円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	*****

サービス別ご利用料金

○ au 電話料金 (内訳)	6,531円	}	除外
au 機器代金	6,531円)		
auかんたん決済利用料	1,255円		
	548円		
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,938円でした。)	593円		

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お問い合わせ先

◆ au au携帯電話から 157	一般電話から 0120-977-033
受付時間 9時~20時(年中無休・無料)	◆ povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2021年 4月ご請求分

岡本 護 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を、4月30日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	*****
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,334円
うち消費税等 TAX	593円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目1番1号 KDDIビル

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/30 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	644	18 円 × 644 km / km	11,592

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

<<支払証明>>上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 岡本 護

<<領収書貼付枠>>

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	11,592 円	/	11,592 円
		100 %	

令和3年4月 行動表

岡本 護

月日	内容	行程	走行距離(km)
4月1日	活動報告(No.142)・意見聴取	自宅～新都田～天王町	28
4月3日	事務用品購入	自宅～高林	3
4月5日	活動報告(No.142)、意見聴取	自宅～新都田～高林	26
4月5日	県庁(総会)	自宅～浜松駅	12
4月6日	高中・荻小(入学式メッセージ届ける)	自宅～幸～住吉	} 除外 (11)
4月6日	自治会(和合・幸)メッセージ届ける	自宅～和合～幸	
4月7日	活動報告(No.142) 郵送(4か所)	自宅～幸～葵東～高丘～曳馬	18
4月8日	活動報告(No.142)	自宅～新貝町	51
4月8日	活動報告(No.142) 郵送(4か所)	自宅～舘塚～鴨江～早出町～芳川	
4月9日	みをつくし特別支援学校開校式に出席 意見交換	自宅～細江町	27
4月9日	活動報告(No.142) 印刷代支払い	自宅～高林	4
4月9日	活動報告(No.142)・意見聴取	自宅～葵東～高丘	13
4月10日	高友会にて活動報告	自宅～高丘	10
4月12日	活動報告(No.142)・意見聴取	自宅～浜北～大蒲～植松町～自宅～布橋～高丘	51
4月13日	県庁(議員総会)	自宅～浜松駅	12
4月13日	JAM 地区協にて活動報告	自宅～細江町	21
4月14日	活動報告(市民クラブ議会事務局)	自宅～市役所	8
4月15日	活動報告(No.142) ポスティング	自宅～幸～住吉	4
4月19日	リニア視察(岐阜)	自宅～浜松駅	12
4月20日	活動報告・意見聴取	自宅～浜北	21
4月21日	県庁(会計・県警・交通基盤部協議)	自宅～浜松駅	12
4月22日	要望への回答	自宅～幸	3
4月25日	連合地区メーデー出席(ガーデンパーク)	自宅～村郷	45
4月25日	ボーイスカウト21団総会にて活動報告	自宅～天竜川	20
4月26日	県庁(会計処理、陳情受け)	自宅～浜松駅	12
4月27日	活動報告・意見聴取	自宅～神田	16
4月28日	県庁(議員総会)	自宅～浜松駅	12
4月29日	要望への回答	自宅～入野町	16
4月29日	ボーイスカウト浜松東地区総会にて活動報告	自宅～笠井	18
4月30日	県庁(文・観、くらし環境部)	自宅～県庁	169

合計

655 - 11 = 644

↳ 4/6分

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	職員給与(4月分)		
年月日	令和3年4月1日~令和3年4月30日	金額	45600 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和3年4月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円	円	円	円	円	円	円
45600	0	45600	0	0	0	45600
					受領印	XXXXXXXXXX
					受領日	4月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	45600 円	100 %	45600 円

雇用実績表

令和3年4月分	氏名	
---------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	木	4.04	4.04	政務活動補助
2				
3				
4				
5	月	4.04	4.04	電話応待 来客応待
6	火	4.04	4.04	
7	水	4.04	4.04	
8				
9				
10				
11				
12	月	4.04	4.04	1
13				
14				
15	木	4.04	4.04	1
16	金	4.04	4.04	1
17				
18				
19	月	4.04	4.04	1
20	火	4.04	4.04	1
21	水	4.04	4.04	1
22				
23				
24				
25				
26	月	4.04	4.04	1
27				
28				
29				
30	金	4.04	4.04	1
31				
計		(A) 48.04	(B) 48.04	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年4月30日
ふじのくに県民クラブ 岡本 護 印



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [48時間 0分] × 単価 [950 円] = 45600 円

②総支給額 [45600 円] × (B) / (A) = 45600 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等経費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	職員給与 (4月分)		
年月日	令和3年4月1日~令和3年4月30日	金額	10,000 円


目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和3年4月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 10,000	円 0	円 10,000	円 0	円 0	円 0	円 10,000
					受領印	
					受領日	4月30日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

雇用実績表

令和3年4月分	氏名	
---------	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	木	2.04	2.04	政務活動補助
2				
3	土	3.04	3.04	"
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	月	2.04	2.04	"
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	金	3.04	3.04	"
31				
計		(A) 10.04	(B) 10.04	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年4月30日
ふじのくに県民クラブ 岡本 護



【政務活動費充当計算】…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [10時間 0分] × 単価 [1000 円] = 10,000 円

②総支給額 [10,000 円] × (B) / (A) = 10,000 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

支出証拠書

4/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料(5月分)		
年月日	令和3年4月30日~令和 年 月 日	金額	3,165 円

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借										
使途	_____										
政務活動・ 県政との 関連性	_____										
<領収書貼付枠> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">21-04-30</td> <td style="width: 10%;">200</td> <td style="width: 50%;">*6,000円</td> <td style="width: 20%;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>21-04-30</td> <td>200</td> <td>*330</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>				21-04-30	200	*6,000円	[REDACTED]	21-04-30	200	*330	振込手数料
21-04-30	200	*6,000円	[REDACTED]								
21-04-30	200	*330	振込手数料								

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,330 円	1 / 2	3,165 円
		%	